

日医発第395号（健Ⅰ）

令和4年5月20日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会 長 中川 俊 男
(公印省略)

「石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」
の一部を改正する件の施行について

時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。

今般、石綿障害予防規則の改正により船舶（鋼製の船舶に限る）の工事に際し、石綿の有無を事前に調査する者の要件が定められたことから、件名の告示が改正され、令和5年10月1日より施行することとされました。つきましては、貴会ならびに貴会関係郡市区医師会等への本件の周知方につきまして、特段のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

石綿は平成18年9月から輸入、製造、使用などが禁止されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で石綿の粉じんが飛散し、肺がんや中皮腫を発症させる恐れがあります。そのため、工事前に十分な知識を有する者による事前調査が必要とされていましたが、今般その要件が具体的に定められました。

別添のとおり、本件につきましては都道府県労働局長へ示されると共に、本会宛に周知依頼がございましたので、本件の主旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

基 発 0509 第 5 号
令和 4 年 5 月 9 日

公益社団法人日本医師会
会長 中川 俊男 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が
定める者の一部を改正する件の施行について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 134 号）」及び「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 3 号）」による改正後の石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「新石綿則」という。）第 3 条第 4 項において、船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修の作業を行う際の事前調査（新石綿則第 3 条第 1 項による石綿等の使用の有無の調査をいう。以下「船舶の事前調査」という。）については、新石綿則第 3 条第 3 項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととされたところです。

これを受け、今般、船舶の事前調査を行う者の要件を定めるため、「石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（令和 2 年厚生労働省告示第 276 号）について、所要の改正を行いました。

本改正等の内容については、別添により都道府県労働局長に示したとおりですので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員企業その他関係者に対する本改正等の内容の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基 発 0509 第 4 号
令和 4 年 5 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が
定める者の一部を改正する件の施行について

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 171 号。以下「改正告示」という。）については、令和 4 年 4 月 25 日に告示されたところであり、令和 5 年 10 月 1 日から施行することとされている。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 134 号）」及び「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 3 号）」による改正後の石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「新石綿則」という。）第 3 条第 4 項において、船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修の作業を行う際の事前調査（新石綿則第 3 条第 1 項による石綿等の使用の有無の調査をいう。以下「船舶の事前調査」という。）については、新石綿則第 3 条第 3 項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととされたところである。

これを受け、船舶の事前調査を行う者の要件を定めるため、「石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（令和 2 年厚生労働省告示第 276 号）について、所要の改正を行った。

2 改正の要点

- (1) 船舶の事前調査を実施する者の要件（改正告示による改正後の石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（以下「新告示」という。）第1項第3号関係）

船舶の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものは、船舶における石綿含有資材の使用実態の調査を行う者で、新告示第2項に規定する船舶石綿含有資材調査者講習を受講し、修了考查に合格した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者であるとしたこと。

- (2) 船舶石綿含有資材調査者講習（新告示第2項関係）

船舶石綿含有資材調査者講習は、学科講習によることとし、当該学科講習の科目及び時間、受講資格、講師の要件並びに学科講習の一部科目が免除となる要件について定めたこと。

3 細部事項

- (1) 修了考查（新告示第2項第3号関係）

修了考查は、次の要件を満たすものであること。

ア 修了考查の時間は、全科目を通じて1時間以上とすること。

イ 修了考查の問題は、一般財団法人日本船舶技術研究協会が作成するものなど、講習の科目の範囲全般について、受講者が講習内容の知識を十分に修得しているか否かを判定することができる程度のものとする。

ウ 修了考查は、満点の6割以上を基準に合格点を設定し、合格点に達したときに修了考查に合格したものとすること。

- (2) 受講資格（新告示第2項第4号関係）

ア 新告示第2条第4号イに規定する「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学」には同法に基づく短期大学が含まれること。

イ 新告示第2条第4号イからヌに規定する「船舶の製造、解体又は改修」に関する「実務の経験」には、現場における船舶の造修工事作業のほか、船舶の設計、工程の管理、船舶の検査が含まれること。

ウ 新告示第2条第4号ヲに規定する「同等以上の知識経験を有する者」とは「有害物質一覧表等の確認等実施要領」（平成31年3月29日国海査第523号の4）において規定する者があること。具体的には一般財団法人日本船舶技術研究協会及び株式会社NKコンサルティングサービスの制度により専門家として登録されている者並びに上記以外に専門家として登録されている者で国土交通省の証明を受けている者と同等の知識及び経験を有する者として国土交通省海事局検査測度課長が認める者であること。

- (3) その他の船舶石綿含有資材調査者講習の実施に関し必要な事項（新告示第

2 項第 7 号関係)

ア 学科講習の教材

学科講習は、教本等必要な教材を用いて行うこと。なお、一般財団法人日本船舶技術研究協会が作成する「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」、「船舶石綿含有資材調査者講習テキスト」の内容を基本としたものであることが望ましいが、資料の追加等の変更を加えたものを使用することを妨げるものではないこと。

イ 修了証の発行

講習を実施した者は、講習を修了した者に対し、修了した科目名を記載した修了証を発行すること。講習の一部を修了した者に対しては、当該修了した一部の講習に係る修了証を発行することができること。

ウ 講習を実施した者による記録の保存

講習を実施した者は、講習修了者について、氏名、生年月日、受講科目、講師名及び修了年月日を記録した帳簿を備え、5 年間これを保存すること。また、修了考査の結果について、記録を作成し、5 年間保存すること。

エ 厚生労働省による報告徴収について

講習を実施した者は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課から、ウの帳簿若しくは記録又はその他講習に係る書類等の提出を求められたときは、遅滞なく提出すること。

オ 都道府県労働局による指導

都道府県労働局において、船舶石綿含有資材調査者講習実施機関が新告示の規定に基づく船舶石綿含有資材調査者講習を実施していないことを把握した場合には、その船舶石綿含有資材調査者講習実施機関に対し、新告示に定める船舶石綿含有資材調査者講習を行うべきこと又は船舶石綿含有資材調査者講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを指導すること。

カ その他

講習の実施に当たっては、労働安全衛生法令その他の関係法令を遵守すること。

(4) 関連通知の改正

関連通知を次のとおり改正する。

ア 令和 4 年 1 月 13 日基発 0113 第 1 号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について」の記の 3 (1) 中の「船舶の解体又は改

修の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件は、別途告示において定めるものであること」を「船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者は、石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和２年厚生労働省告示第 276 号）に規定する船舶石綿含有資材調査者講習を受講し、修了審査に合格した者であること」に改める。

イ 令和４年１月 13 日基発 0113 第４号「石綿ばく露防止対策の推進について」を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

ウ 令和２年８月４日基発 0804 第３号乃至６号及び第８号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」の記の第３の１の（１）シ⑤中の「（建築物に係る除去作業に限る。）」を「（建築物及び船舶に係る除去作業に限る。）」に改める。